

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事の説明 高架水槽の給排水管を保温するヒーターが故障し、予算が令達されたが、部品が納品されるまでに2か月半、工事に10日間程度、要する見込みである。また、早急に修理にとりかからなければ、凍結のリスクが高まり、最悪、水道が使用できない状態に陥る可能性がある。以上の理由から入札を行わずに1者随契とする。</p> <p>2 見積を徴収する事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達成することができないことの説明</p> <p>4 特定の者を選定した理由 (選定した業者) 高山電気工事株式会社 高山市冬頭町90-1 高山電気工事は長年、当校の電気工事に携わっており、当校の電気設備を熟知していることから選定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。